

◇返戻金制度について◇

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく 解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する 制度です。 （１）入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 70%を返還するものとする （２）入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする （３）入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 30%を返還するものとする ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する 場合には、この返戻金制度は適用しません。 また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定 めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 / 40-ユ-300318

環日中ビジネスサポート(株)